

(案)

資料 1 - 7

区域計画の変更の認定申請書

令和 2 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

仙台市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 6 月 10 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」に、「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 12 月 1 日
仙台市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特定加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

仙台市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 2 年度中に実施予定】

（対象）

- ① 「仙台市本社機能及び研究開発施設立地促進助成金」の交付の指定を受けている企業
- ② 「仙台市ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業及びデータセンター立地促進助成金」のうち、「ソフトウェア業」又は「デジタルコンテンツ業」に係る交付の指定を受けている企業

新旧対照表

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業</p> <p>内容：<u>特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>仙台市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和2年度中に実施予定】</u></p> <p>(対象)</p> <p>① <u>「仙台市本社機能及び研究開発施設立地促進助成金」の交付の指定を受けている企業</u></p> <p>② <u>「仙台市ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業及びデータセンター立地促進助成金」のうち、「ソフトウェア業」又は「デジタルコンテンツ業」に係る交付の指定を受けている企業</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(10) 略</p>